

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	相模原市 児童手当に関する事務(平成30年5月～) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、平成30年5月のシステム更新後の事務について記載している。

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している父母その他の保護者から提出された認定請求書等を基に児童手当若しくは特例給付を支給するものである。</p> <p>相模原市は、児童手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）若しくは第二項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>③児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑤児童手当法第二十八条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑥児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	児童手当システム、共通基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、WebRings番号管理連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第1の56項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条（児童手当法関連）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[法別表第2における情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2において、第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」が含まれている項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 <p>[法別表第2における情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2の74の項（児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）及び75の項（児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの） 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条（児童手当法関連）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター</p> <p>緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根)</p> <p>中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝)</p> <p>南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)</p> <p>市長公室 DX推進課</p>
②所属長の役職名	<p>子育て給付課長 緑子育て支援センター所長 中央子育て支援センター所長 南子育て支援センター所長 緑区役所区民課長 中央区役所区民課長 南区役所区民課長 大沢まちづくりセンター所長 城山まちづくりセンター所長 津久井まちづくりセンター所長 相模湖まちづくりセンター所長 藤野まちづくりセンター所長 大野北まちづくりセンター所長 田名まちづくりセンター所長 上溝まちづくりセンター所長 大野中まちづくりセンター所長 麻溝まちづくりセンター所長 新磯まちづくりセンター所長 相模台まちづくりセンター所長 相武台まちづくりセンター所長 東林まちづくりセンター所長 串川出張所長 鳥屋出張所長 青野原出張所長 青根出張所長 DX推進課長</p>
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>相模原市 こども・若者未来局 子育て給付課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8232</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 神藤次郎、緑子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 仙波康司、南子育て支援センター所長 佐久間貴子、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、藤野保健福祉課長 角田仁、緑区役所区民課長 笹野清美、中央区役所区民課長 田野倉和美、南区役所区民課長 宮澤容子、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 水野克巳、津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄、相模湖まちづくりセンター所長 甘利雅弘、藤野まちづくりセンター所長 佐藤尚史、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 斉藤規之、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真、串川出張所所長 佐藤尚、鳥屋出張所所長 山崎哲男、青野原出張所所長 坂本英治、青根出張所所長 杉本恵司、情報政策課長 井上隆	こども家庭課長 神藤次郎、緑子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 仙波康司、南子育て支援センター所長 鈴木葉子、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、緑区役所区民課長 笹野清美、中央区役所区民課長 田野倉和美、南区役所区民課長 宮澤容子、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄、相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己、藤野まちづくりセンター所長 佐藤尚史、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 斉藤規之、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真、串川出張所所長 井上和明、鳥屋出張所所長 長田孝宏、青野原出張所所長 坂本英治、青根出張所所長 井上尚、情報政策課長 二瓶行	事後	重要な変更にあたらない。 (人事異動による変更)
平成30年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点の変更)
平成30年6月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭課長 神藤次郎、緑子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 仙波康司、南子育て支援センター所長 鈴木葉子、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、緑区役所区民課長 笹野清美、中央区役所区民課長 田野倉和美、南区役所区民課長 宮澤容子、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄、相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己、藤野まちづくりセンター所長 佐藤尚史、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真、串川出張所長 井上和明、鳥屋出張所長 長田孝宏、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 井上尚、情報政策課長 二瓶行	こども家庭課長 緑子育て支援センター所長 中央子育て支援センター所長 南子育て支援センター所長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長 中央区役所区民課長 南区役所区民課長 大沢まちづくりセンター所長 城山まちづくりセンター所長 津久井まちづくりセンター所長 相模湖まちづくりセンター所長 藤野まちづくりセンター所長 大野北まちづくりセンター所長 田名まちづくりセンター所長 上溝まちづくりセンター所長 大野中まちづくりセンター所長 麻溝まちづくりセンター所長 新磯まちづくりセンター所長 相模台まちづくりセンター所長 相武台まちづくりセンター所長 東林まちづくりセンター所長 串川出張所長 鳥屋出張所長 青野原出張所長 青根出張所長 情報政策課長	事後	重要事項に当たらない。(基礎項目評価書の様式変更における変更項目のため)
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要事項に当たらない。(時点の変更のため)
令和1年6月21日	IV リスク対策	なし	記載のとおり	事後	重要事項に当たらない。(基礎項目評価書の様式変更における追加項目のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 福祉部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 企画財政局 企画部 情報政策課	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 総務局 情報政策課	事後	重要事項に当たらない。(組織変更のため)
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭課長 緑子育て支援センター所長 中央子育て支援センター所長 南子育て支援センター所長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長 中央区役所区民課長 南区役所区民課長 大沢まちづくりセンター所長 城山まちづくりセンター所長 津久井まちづくりセンター所長 相模湖まちづくりセンター所長 藤野まちづくりセンター所長 大野北まちづくりセンター所長 田名まちづくりセンター所長 上溝まちづくりセンター所長 大野中まちづくりセンター所長 麻溝まちづくりセンター所長 新磯まちづくりセンター所長 相模台まちづくりセンター所長 相武台まちづくりセンター所長 東林まちづくりセンター所長 串川出張所長 鳥屋出張所長 青野原出張所長 青根出張所長 情報政策課長	子育て給付課長 緑子育て支援センター所長 中央子育て支援センター所長 南子育て支援センター所長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長 中央区役所区民課長 南区役所区民課長 大沢まちづくりセンター所長 城山まちづくりセンター所長 津久井まちづくりセンター所長 相模湖まちづくりセンター所長 藤野まちづくりセンター所長 大野北まちづくりセンター所長 田名まちづくりセンター所長 上溝まちづくりセンター所長 大野中まちづくりセンター所長 麻溝まちづくりセンター所長 新磯まちづくりセンター所長 相模台まちづくりセンター所長 相武台まちづくりセンター所長 東林まちづくりセンター所長 串川出張所長 鳥屋出張所長 青野原出張所長 青根出張所長 情報政策課長	事後	重要事項に当たらない。(組織変更のため)
令和2年7月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	相模原市 こども・若者未来局 こども家庭課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8232	相模原市 こども・若者未来局 子育て給付課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8232		重要事項に当たらない。(組織変更のため)
令和2年7月3日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要事項に当たらない。(時点の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[法別表第2における情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条</p> <p>[法別表第2における情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の74の項(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び75の項(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(児童手当法関連)</p>	<p>[法別表第2における情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条</p> <p>[法別表第2における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の74の項(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び75の項(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(児童手当法関連)</p>	事後	重要事項に当たらない。(法改正による条番号の変更)
令和3年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	<p>こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 総務局 情報政策課</p>	<p>こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 市長公室 総合政策部 DX推進課</p>	事後	重要事項に当たらない。(組織変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て給付課長 緑子育て支援センター所長 中央子育て支援センター所長 南子育て支援センター所長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長 中央区役所区民課長 南区役所区民課長 大沢まちづくりセンター所長 城山まちづくりセンター所長 津久井まちづくりセンター所長 相模湖まちづくりセンター所長 藤野まちづくりセンター所長 大野北まちづくりセンター所長 田名まちづくりセンター所長 上溝まちづくりセンター所長 大野中まちづくりセンター所長 麻溝まちづくりセンター所長 新磯まちづくりセンター所長 相模台まちづくりセンター所長 相武台まちづくりセンター所長 東林まちづくりセンター所長 串川出張所長 鳥屋出張所長 青野原出張所長 青根出張所長 情報政策課長	子育て給付課長 緑子育て支援センター所長 中央子育て支援センター所長 南子育て支援センター所長 緑区役所区民課長 中央区役所区民課長 南区役所区民課長 大沢まちづくりセンター所長 城山まちづくりセンター所長 津久井まちづくりセンター所長 相模湖まちづくりセンター所長 藤野まちづくりセンター所長 大野北まちづくりセンター所長 田名まちづくりセンター所長 上溝まちづくりセンター所長 大野中まちづくりセンター所長 麻溝まちづくりセンター所長 新磯まちづくりセンター所長 相模台まちづくりセンター所長 相武台まちづくりセンター所長 東林まちづくりセンター所長 串川出張所長 鳥屋出張所長 青野原出張所長 青根出張所長 DX推進課長	事後	重要事項に当たらない。(組織変更のため)
令和3年9月9日	IIしきい値判断項目 しきい値の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	重要事項に当たらない。(時点の変更のため)
令和4年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、 出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 市長公室 総合政策部 DX推進課	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、 出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 市長公室 DX推進課	事後	重要事項に当たらない。(組織変更のため)
令和4年11月21日	IIしきい値判断項目 しきい値の時点	令和3年6月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	重要事項に当たらない。(時点の変更のため)
令和6年1月15日	IIしきい値判断項目 しきい値の時点	令和4年8月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	重要事項に当たらない。(時点の変更のため)